

茅ヶ崎市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する事務取扱要領新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 設計違算 設計図書等における、単価の誤り、数量の誤り、費用の計上もれ、<u>その他記載内容の誤り等</u>により、予定価格に変更が生じる場合をいう（設計図書等における積算数量等の不整合は除く。）。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 設計図書等 入札公告から<u>入札開始前</u> _____ までに公表した、設計書類をいう。</p> <p>第3条～第8条 略 (疑義申立てへの対応)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>疑義申立てにより金額入り設計書に誤りが判明した場合で、設計金額と設計違算を補正して設計し直した消費税及び地方消費税を含む額の差額が</u> _____ <u>設計金額の1パーセント以内で、落札候補者に変更が生じない場合は、当該入札事務を続行する。この場合、契約は落札金額で締結し、必要がある場合は、後日、設計違算を補正して設計した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結する。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者より辞退届（第3号様式）が市長に提出された場合は、当該入札を中止する。</u></p> <p>(4) <u>前号の規定にかかわらず、設計違算により入札の公平性が損なわれると判断される場合には、当該入札を中止とする。当該判断は、</u></p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 設計違算 設計図書等における、単価の誤り、数量の誤り、費用の計上もれ _____ <u>_____</u> により、予定価格に変更が生じる場合をいう（設計図書等における積算数量等の不整合は除く。）。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 設計図書等 入札公告から<u>競争参加資格確認申請の締切り</u>までに公表した、設計書類をいう。</p> <p>第3条～第8条 略 (疑義申立てへの対応)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>疑義申立てにより金額入り設計書に誤りが判明した場合で、設計金額と設計違算を補正して設計し直した消費税及び地方消費税を含む額の差額が30万円以下かつ設計金額の1パーセント以内で、落札候補者に変更が生じない場合は、当該入札事務を続行する。</u> <u>ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者より辞退届（第3号様式）が市長に提出された場合は、当該入札を中止する。</u></p>

<p><u>工事担当課長と契約検査課長とが協議して行うものとする。</u></p> <p>(5) 疑義申立てにより設計違算が原因で落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を中止する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第3号、第4号又は第5号の規定により、入札を中止した場合、落札候補者等に対する説明は、必要に応じて、工事担当課職員の立ち合いのもと行う。</u></p> <p>(疑義申立てへの結果の公表)</p> <p>第10条 契約検査課長は、疑義申立てへの確認及び対応の結果について、市のホームページで<u>公表するものとする。</u></p> <p>第11条～第12条 略</p>	<p>(4) 疑義申立てにより設計違算が原因で落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を中止する。</p> <p>2 略</p> <p>(疑義申立てへの結果の公表)</p> <p>第10条 契約検査課長は、疑義申立てへの確認及び対応の結果について、市のホームページで<u>公表する_____。</u></p> <p>第11条～第12条 略</p>
---	---